

○平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表

(下線部は改正部分)

| 改正案 | | | | 現行 |
|--|---|---|---|---|
| <p>一 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一) <u>チャンネル間隔が六・二五kHzのもの</u></p> | | | | <p>一 <u>テレメーター用、テレコントロール</u> (電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。) <u>用及びデータ伝送</u> (主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。) 用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</p> |
| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 | |
| F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七 | 四二六・〇二八 一三五MHz以上四 二六・一三四三 七五MHz以下の周 波数であつて、 四二六・〇二八 一三五MHz及び四 二六・〇二八一 二五MHzに六・二 五kHzの整数倍を 加えたもの | 〇・一ワット以 下。ただし、空 中線が無線設備 の一の管体に収 められていない 場合は、一・六 三七ミリワット 以下であるこ と。 | 単 向 通 信 方 式、 単 信 方 式 又 は 同 報 通 信 方 式 | |
| | 四二九・一七八 一三五MHz以上四 二九・七三四三 七五MHz以下の周 波数であつて、 四二九・一七八 一三五MHz及び四 二九・一七八一 | 一ワット以下。 ただし、空中線 が無線設備の一 の管体に収めら れていない場合 は、一六・三七 ミリワット以下 であること。 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>五MHzの整数倍を 加えたもの にこれに一九・ 九MHzを加えたも の。この場合に おいて、四二 九・八二二八七 五MHz及び四四 九・八二二八七 五MHzは、周波数 制御用チャネル とする。</p> | | <p>単 向通信方式、 単 信方式、同報 通 信方式、複信 方 式又は半複信 方 式</p> |
|--|---|--|--|

| | | |
|--|---|--|
| | 四四九・八四〇 六二五MHz以上四 四九・八八四三 七五MHz以下の周 波数であつて、 四四九・八四〇 六二五MHz及び四 四九・八四〇六 二五MHzに六・二 五kHzの整数倍を 加えたもの並び にこれに一九・ 六MHzを加えたも の。この場合に おいて、四四 九・八八四三七 五MHz及び四六 九・四八四三七 五MHzは、周波数 制御用チャンネル とする。 | |
|--|---|--|

□ チャンネル間隔が二・五kHzのもの

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|---|---|-----------------------------|
| F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七 F | 四二六・〇二五 MHz以上四二六・ 二三七五MHz以下 の周波数であつ て、四二六・〇 二五MHz及び四二 六・〇二五MHzに 一・二五kHzの整 数倍を加えたも の。 | 〇・一ワット以 下。ただし、空 中線が無線設備 の一の筐体に収 められていない 場合は、一・六 三七ミリワット 以下であるこ と。 | 単向通信方式、 単信方式又は同 報通信方式 |

△ 占有周波数帯幅が八・五kHz以下のもの

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|---|--------------|-----------------------------|
| F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七 F | 四二六・〇二五 MHz以上四二六・ 二三七五MHz以下 の周波数であつ て、四二六・〇 二五MHz及び四二 六・〇二五MHzに 一・二五kHzの整 数倍を加えたも の。 | 〇・一ワット以 下 | 単向通信方式、 単信方式又は同 報通信方式 |

| | | | |
|--|--|--|---------------------------------------|
| | <p>四二九・一七五 MHz 以上四二九・七三七五 MHz 以下の周波数であつて、四二九・一七五 MHz 及び四二九・一七五 MHz に二・五 kHz の整数倍を加えたもの。</p> <p>四二九・八一二五 MHz 以上四二九・九・九二五 MHz 以下の周波数であつて、四二九・八一二五 MHz 及び四二九・八一二五 MHz に二・五 kHz の整数倍を加えたもの及びこれに一九・九 MHz を加えたもの並びに四四九・八三七五 MHz 以上四四九・八八七五 MHz 以下の周波数であつて、四四九・八三七五 MHz 及び四四九・八三七五 MHz に二・五 kHz の整数倍を加えたもの及びこれに一九・六 MHz を</p> | <p>一ワット以下。</p> <p>ただし、空中線が無線設備の筐体に収められていない場合は、一六・三七ミリワット以下であること。</p> | <p>単向通信方式、単信方式、同報通信方式、複信方式又は半複信方式</p> |
|--|--|--|---------------------------------------|

| | | | |
|--|--|---------------|----------------------------------|
| | <p>四二九・一七五 MHz 以上四二九・七三七五 MHz 以下の周波数であつて、四二九・一七五 MHz 及び四二九・一七五 MHz に二・五 kHz の整数倍を加えたもの。</p> <p>四二九・八一二五 MHz 以上四二九・九・九二五 MHz 以下の周波数であつて、四二九・八一二五 MHz 及び四二九・八一二五 MHz に二・五 kHz の整数倍を加えたもの及びこれらの周波数に一九・九 MHz を加えたもの並びに四四九・八三七五 MHz 以上四四九・八八七五 MHz 以下の周波数であつて、四四九・八三七五 MHz 及び四四九・八三七五 MHz に二・五 kHz の整数倍を加えたもの</p> | <p>一ワット以下</p> | <p>単向通信方式、単信方式、同報通信方式又は半複信方式</p> |
|--|--|---------------|----------------------------------|

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>御用チャンネルとする。 MHzは、周波数制御チャンネルと 六九・四八七五MHz及び四八七五MHz並びに四四九・八八七五MHz及び四四九・八二五MHz及び四二九・九二五MHzの場合において、加えたもの。</p> | | |
|--|---|--|--|

② チャンネル間隔が二五kHzのもの

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|---|---|---------------------|
| F二D、F二F、 F七D、F七F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D二D、D二F、 D七D又はD七F | 四二六・〇三七五MHz、四二六・〇六二五MHz、四二六・〇八七五MHz及び四二六・一二五MHz | 〇・一ワット以下。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一・六三七ミリワット以下であること。 | 単向通信方式、単信方式又は同報通信方式 |

3・4 (略)

5 一、一二五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

① チャンネル間隔が二・五kHzのもの

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|----------|---------|---------|---------|
| F二D、F二F、 | 一、二一六・〇 | 一ワット以下。 | 単向通信方式、 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>用チャンネルとする。 MHzは、周波数制御チャンネルとす 九・四八七五MHz及び四六五MHz及び四四九・八八七五MHz並びに八二五MHz及び四四九・八二五MHzを 九・六MHzを加えたもの。ただし、 の周波数に一の及びこれらの</p> | | |
|--|--|--|--|

② 占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下のもの

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|---|----------|---------------------|
| F二D、F二F、 F七D、F七F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D二D、D二F、 D七D又はD七F | 四二六・〇三七五MHz、四二六・〇六二五MHz、四二六・〇八七五MHz及び四二六・一二五MHz | 〇・一ワット以下 | 単向通信方式、単信方式又は同報通信方式 |

3・4 (略)

5 一、一二五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

| | | | | |
|--|---|---|--|-------------------------------|
| F D七D又はD七 | 〇〇六二五MHzに | 〇六二五MHz以上 | ただし、空中線 が無線設備の一 の筐体に収めら れていない場合 は、一六・三七 ミリワット以下 であること。 | 単 通信方式、同報 方式又は半複信 方式 |
| D二D、D二F、 D一D、D一F、 G七D、G七F、 G二D、G二F、 F七D、F七F、 F二D、F二F、 F一D、F一F、 | 〇〇六二五MHzに 二・五kHzの整 数倍を加えたも の並びにこれに 三六MHzを加えた もの。この場合 において、一、 二二六・〇〇六 二五MHz、一、二 一六・〇一八七 五MHz、一、二一 六・五〇六二五 MHz及び一、二一 六・五一八七五 MHz並びにこれら の周波数に三六 MHzを加えたもの は、周波数制御 用チャンネルとす る。 | 〇六二五MHz以上 一、二二六・九 九三七五MHz以下 の周波数であつ て、一、二二六・ 〇〇六二五MHz及 び一、二二六・ 〇〇六二五MHzに | | |

(二) チャンネル間隔が二五kHzのもの

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|--|--|-------------------------------|
| F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 | 一、二二六・〇 二五MHz以上 一、二二六・九 八七五MHz以下の | 一ワット以下。 ただし、空中線 が無線設備の一 の筐体に収めら | 単 通信方式、同報 方式又は半複信 方式 |

| | | | | |
|------------------------|-----------|-----------|--|-------------------------------|
| (一) 占有周波数帯幅が一六kHz以下のもの | 〇六二五MHz以上 | 〇六二五MHz以上 | ただし、空中線 が無線設備の一 の筐体に収めら れていない場合 は、一六・三七 ミリワット以下 であること。 | 単 通信方式、同報 方式又は半複信 方式 |
| F D七D又はD七 | 〇〇六二五MHzに | 〇六二五MHz以上 | | |

(一) 占有周波数帯幅が一六kHz以下のもの

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|--|--------|-------------------------------|
| F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 | 一、二二六・〇 二五MHz以上 一、二二六・九 八七五MHz以下の | 一ワット以下 | 単 通信方式、同報 方式又は半複信 方式 |

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|--|---|--|
| F D七D又はD七 D二D、D二F、 DD二D、DD二F、 G七D、G七F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D二D、D二F、 DD二D、DD二F、 F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 | 一、二一六MHz以 上、二二七MHz以 下の周波数であ つて、一、二 一六MHz及び一、 二二六MHzに五〇 kHzの整数倍を加 えたもの並びに これに三六MHzを 加えたもの。こ の場合において、 一、二一六MHz 及び一、二二五 MHz並びに 一、二一六・五 MHz及び一、二 二五MHzは、周 波数制御用チャ ネルとする。 | 一ワット以下。 ただし、空中線 が無線設備の一 の筐体に収めら れていない場合 は、一六・三七 ミリワット以下 であること。 | 単向通信方式、 単信方式、同報 通信方式、複信 方式又は半複信 方式 |

(三) チャンネル間隔が五〇kHzのもの

| | | | |
|--|--|---|----|
| F D七D又はD七 D二D、D二F、 DD二D、DD二F、 G七D、G七F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D二D、D二F、 DD二D、DD二F、 | 周波数であ つて、一、二二六 MHz及び一、 二二五MHzに二五 kHzの整数倍を加 えたもの並びに これに三六MHzを 加えたもの。こ の場合において、 一、二二六MHz 及び一、二二五 MHz並びに 一、二二六・五 MHz及び一、二 二五MHzは、周 波数制御用チャ ネルとする。 | れていない場合 は、一六・三七 ミリワット以下 であること。 | 方式 |
|--|--|---|----|

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|---|--------|--|
| F D七D又はD七 D二D、D二F、 DD二D、DD二F、 G七D、G七F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D二D、D二F、 DD二D、DD二F、 F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 | 一、二一六MHz以 上、二二七MHz以 下の周波数であ つて、一、二 一六MHz及び一、 二二六MHzに五〇 kHzの整数倍を加 えたもの並びに これらに三六MHzを 加えたもの。こ の場合において、 一、二一六MHz 及び一、二二五 MHz並びに 一、二一六・五 MHz及び一、二 二五MHzは、周 波数制御用チャ ネルとする。 | 一ワット以下 | 単向通信方式、 単信方式、同報 通信方式、複信 方式又は半複信 方式 |

(二) 占有周波数帯幅が三二kHz以下のもの

| | | | |
|--|---|--|----|
| F D七D又はD七 D二D、D二F、 DD二D、DD二F、 G七D、G七F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D二D、D二F、 DD二D、DD二F、 | 周波数であ つて、一、二二六 MHz及び一、 二二五MHzに二五 kHzの整数倍を加 えたもの並び にこれらの周波 数に三六MHzを 加えたもの。こ の場合において、 一、二二六MHz 及び一、二二五 MHz並びに 一、二二六・五 MHz及び一、二 二五MHzは、周 波数制御用チャ ネルとする。 | | 方式 |
|--|---|--|----|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | の場合において、二、二二六MHz及び一、二五二MHzは、周波数制御用チャネルとする。 | | |
|--|--|--|--|

二 医療用テレメータ用

1～5 (略)

三 (略)

四 国際輸送用データ伝送用

(略)

五・六 (略)

七 補聴援助用ラジオマイク用

1～3 (略)

八 無線電話用(ラジオマイクに使用するものを除く。)

- 1 チヤネル間隔が六・二五kHzのもの(四二二・七MHz以上四二四・一四三七五MHz以下又は四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|----------|---------------------|---------------|----------------------------|
| F二D、F二E、 | 四二二・五七八一 | 〇・〇一ワット 以下 | 同報通信方式、 複信方式又は半 複信方式 |
| F二D、F二E、 | 二五MHz以上四二 | | |
| F三E、F七W、 | 一・八〇三二二五 | | |
| G二D、G二E、 | MHz以下の周波数 | | |
| G七E、G七W、 | であつて、四二 一・五七八二二五 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | えたもの。ただし、二、二二六MHz及び一、二五二MHzは、周波数制御用チャネルとする。 | | |
|--|---|--|--|

二 医療用テレメータ(病院、診療所その他の医療機関又は研究機関において、生体信号の伝送を行うテレメータをいう。)用

1～5 (略)

三 (略)

四 国際輸送用データ伝送(国際輸送用貨物(設備規則第四十九条の十四第五号イに規定するものをいう。)の管理の業務の用に供するものであつて、国際輸送用データ伝送設備(同号イに規定するものをいう。以下同じ。)及び国際輸送用データ制御設備(同号イに規定するものをいう。以下同じ。)との間又は国際輸送用データ伝送設備相互間のデータ伝送をいう。)用

(略)

五・六 (略)

七 補聴援助用ラジオマイク(聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。)用

1～3 (略)

八 無線電話用(ラジオマイクに使用するものを除く。)

| | | | |
|---|---|-----------------------|--------------------------------------|
| <p>D₁D、D₂E、 D₃D、D₃E、 D₃E、D₇E又 はD₇W</p> | <p>MH₁及び四二二・ 五七八二二五MH₁ に六・二五MH₁の 整数倍を加えた もの並びにこれ に一八・四五MH₁ を加えたもの。こ の場合において、 四二二・七九六八 七五MH₁、四二 一・八〇三二二五 MH₁、四四〇・二 四六八七五MH₁及 び四四〇・二五三 二二五MH₁は、周 波数制御用チャ ネルとする。</p> | | |
| | <p>四二二・八〇九三 七五MH₁以上四二 一・九〇九三七五 MH₁以下の周波数 であつて、四二 一・八〇九三七五 MH₁及び四二二・ 八〇九三七五MH₁ に六・二五MH₁の 整数倍を加えた もの並びにこれ に一八・四五MH₁ を加えたもの</p> | <p>〇・一ワット以 下</p> | |
| | <p>四二二・〇五三二 二五MH₁以上四二 二・二九〇六二五 MH₁以下の周波数</p> | <p>〇・〇一ワット 以下</p> | <p>単向通信方式、 単信方式又は同 報通信方式</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>であって、四二二・〇五三二二五MHz及び四二二・〇五三二二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの。この場合において、四二二・一八四三七五MHz及び四二二・一九〇六二五MHzは、周波数制御用チャンネルとする。</p> <p>四二二・一九六八七五MHz以上四二二・二九六八七五MHz以下の周波数であって、四二二・一九六八七五MHz及び四二二・二九六八七五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの</p> | | |
|--|--|--|--|

2) チャンネル間隔が六・二五kHzのもの(四二二・七MHz以上四二四・一四三七五MHz以下又は四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)及びチャンネル間隔が一・二五kHzのもの

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|-----------|---|------------|--------------------|
| E F二D又はF三 | 四二二・七MHz以上四二四・一四三七五MHz以下の周波数であって、四二二・七MHz及び | 〇・〇〇一ワット以下 | 同報通信方式、複信方式又は半複信方式 |

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|----------------------------------|---|-----------|---------------------|
| F二D、F二E、F三E、F七W、G二D、G二E、G二D、G二E、 | 四二二・二MHz以上四二二・三MHz以下の周波数であって、四二二・二MHz及び四二 | 〇・〇一ワット以下 | 単向通信方式、単信方式又は同報通信方式 |

| | | | | | |
|---|---|--|--|---|---|
| <p>F_{1D}、F_{1E}、 F_{2D}、F_{2E}、 F_{3E}、F_{7W}、 G_{1D}、G_{1E}、 G_{2D}、G_{2E}、 G_{7E}、G_{7W}、 D_{1D}、D_{1E}、 D_{2D}、D_{2E}、 D_{3E}、D_{7E} 又はD_{7W}</p> | <p>四二二・八二二五 MHz以上四二二・ 九一二五MHz以下 の。この場合にお いて、四二二・八 MHz及び四四〇・ 二五MHzは、周波 数制御用チャネ ルとする。</p> | <p>四二二・五七五 MHz以上四二二・ 八MHz以下の周波 数であつて、四二 一・五七五MHz及 び四二二・五七五 MHzに二・五kHz の整数倍を加え たもの並びにこ れに一八・四五 MHzを加えたもの の並びに四四五 MHzをかけたもの の並びに四五 四・〇五MHz以上 四五四・一九三七 MHz以下の周波 数であつて、四五 四・〇五MHz及び 四五四・〇五MHz に六・二五kHzの 整数倍を加えた もの</p> | <p>〇・〇ワット 以下</p> | | |
| <p>G_{7E}、G_{7W}、 D_{1D}、D_{1E}、 D_{2D}、D_{2E}、 D_{3E}、D_{7E} 又はD_{7W}</p> | <p>四二二・〇五MHz 以上四二二・一八 七五MHz以下の周 波数であつて、四 二二・〇五MHz及 び四二二・〇五 MHzに二・五kHz の整数倍を加え たもの。ただし、 四二二・一八七五 MHzは、周波数制 御用チャネルと する。</p> | <p>二・二MHzに二 ・五kHzの整数 倍を加えたもの 四二二・八二二五 MHz以上四二二・ 九一二五MHz以下 の周波数であつ て、四二二・八二 二五MHz及び四二 一・八二二五MHz に二・五kHzの 整数倍を加えた もの並びにこれ らの周波数に一 八・四五MHzを加 えたもの</p> | <p>単 向通信方式、 単 信方式又は同 報通信方式</p> | <p>同 報通信方式、 複 信方式又は半 複信方式</p> | <p>同 報通信方式、 複 信方式又は半 複信方式</p> |

九 音声アシスト用無線電話用

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>の周波数であつて、四二二・八一二五^{MHz}及び四二二・八一二五^{MHz}に二二・五^{kHz}の整数倍を加えたもの並びにこれに一八・四五^{MHz}を加えたもの</p> <p>四二二・〇五^{MHz}以上四二二・一八七五^{MHz}以下の周波数であつて、四二二・〇五^{MHz}及び四二二・〇五^{MHz}に二二・五^{kHz}の整数倍を加えたもの。この場合において、四二二・一八七五^{MHz}は、周波数制御用チャンネルとする。</p> <p>四二二・二^{MHz}以上四二二・三^{MHz}以下の周波数であつて、四二二・二^{MHz}及び四二二・二^{MHz}に二二・五^{kHz}の整数倍を加えたもの</p> | | <p>単 向通信方式、 単 信方式又は同 報通信方式</p> |
|--|---|--|--|

九 音声アシスト用無線電話（視覚障害者の歩行を援助するための情報を、音

| | | | |
|------------------|---|---|---|
| <p>E F二D又はF三</p> | <p>四一三・七^{MHz}以上四一四・一四三七五^{MHz}以下の周波数であつて、四一三・七^{MHz}及び四一三・七^{MHz}に六・二五^{kHz}の整数倍を加えたもの並びに四五・〇五^{MHz}以上四五四・一九三七五^{MHz}以下の周波数であつて、四五・〇五^{MHz}及び四五四・〇五^{MHz}に六・二五^{kHz}の整数倍を加えたもの</p> | <p>一・五七五^{MHz}及び四二二・五七五^{MHz}に二二・五^{kHz}の整数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一八・四五^{MHz}を加えたもの。ただし、四二二・八^{MHz}及び四四〇・二五^{MHz}は、周波数制御用チャンネルとする。</p> | <p>〇・〇〇一ワット以下</p> <p>同報通信方式、複信方式又は半複信方式</p> |
|------------------|---|---|---|

(略)

十 移動体識別用

1・2 (略)

十一 ミリ波レーダー用

(略)

十二 移動体検知センサー用

(略)

十三 人・動物検知通報システム用

1 占有周波数帯幅が五・八 kHz 以下のもの

| 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|--------|---------------------|
| 一四二・九三四三七五 MHz 以上一四二・九八四三七五 MHz 以下の周波数であつて、一四二・九三四三七五 MHz 及び一四二・九三三四三七五 MHz に六・二五 kHz の整数倍を加えたもの並びにこれに四 kHz を加えたもの | 一ワット以下 | 単向通信方式、単信方式又は同報通信方式 |

2 占有周波数帯幅が五・八 kHz を超え一一・六 kHz 以下のもの

| 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|--------|---------------------|
| 一四二・九三七五 MHz 以上一四二・九八二二五 MHz 以下の周波数であつ | 一ワット以下 | 単向通信方式、単信方式又は同報通信方式 |

声によつて伝送する無線電話をいう。) 用

(略)

十 移動体識別 (設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。) 用

1・2 (略)

十一 ミリ波レーダー (ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいう。) 用

(略)

十二 移動体検知センサー (主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報 (対象物の存在、位置、動き、大きさ等) を高精度で取得するために使用するものであつて、無線標定業務を行うものをいう。) 用

(略)

十三 動物検知通報システム (国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うものをいう。) 用

| 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
|--|--------|---------------------|
| 一四二・九四 MHz 一四二・九五 MHz 一四二・九六 MHz 一四二・九七 MHz 一四二・九八 MHz | 一ワット以下 | 単向通信方式、単信方式又は同報通信方式 |

| | | |
|--|-------|-------------------------|
| 及び一四二・九三七五MHz 及び一四二・九三七五MHz 以上に六・二五kHzの整数 倍を加えたもの並びに これに四MHzを加えたも の | | |
| 3 占有周波数帯幅が一・六kHzを超え二七・四kHz以下のもの | | |
| 周波数 | 空中線電力 | 備考 |
| 一四二・九四〇六二五MHz 以上一四二・九七八MHz 以下の周波数 であつて、一四二・九 四〇六二五MHz及び一四 二・九四〇六二五MHzに 六・二五kHzの整数倍を 加えたもの | ワット以下 | 単向通信方式、単信方 式又は同報通信方式 |

附 則

- 1| この告示は、公布の日から施行する。
- 2| この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3| この告示による改正前の平成元年郵政省告示第四十二号の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。